

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	河原林町 (高野町、綾町、東町、北町、中町、上島、下島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、昭和52年度(京都食管)以降、国の減反政策に伴い、各集落で転作作物の農作業受託に取り組んできましたが、農業機械の共同化による農業経営の効率化を図る必要性が出てきたことから、昭和58年に市内全域で営農組合を設立するのに合わせて、河原林町営農組合を設立し、麦と大豆の集団転作生産に取り組んできました。

その後、平成19年度に、品目横断的経営安定対策事業への取組要件と国営農地再編整備事業「亀岡地区」(平成12～23年度)を契機に、平成25年1月に7集落の全農家200戸の参加を得て、「農事組合法人河原林」を設立し、地域の中心経営体として営農に取り組んでいます。

また、当地区では、国営農地再編整備事業時に目的換地手法を行うとともに、令和5年度に農地中間管理事業を活用し、農事組合法人河原林に約100haの農地集積を行っています。

現在も40ha規模のブロックローテーションに取り組んでおり、京都府のブランド産品である小豆をはじめとした土地利用型作物の作付を行っています。特に、新型コロナウイルス感染症流行以降は小豆の和菓子需要の低迷により、新たに需要が高まった小麦や黒大豆の作付にも取り組んでいます。

一方で、一昨年までの米の需要・消費の減少や米価の下落により、多くの後継者が離農していったことから、当地区内でも遊休・耕作放棄地の発生が危惧されているとともに、近年の鳥獣による農作物の被害拡大は、農業者の生産意欲の低下にもつながっています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、農地を守ると同時に地域の所得向上を目指して、継続してブロックローテーションを行うとともに、機械化一貫体系による省力化を図りながら、京都府のブランド産品を重視しながら、麦類(ビール麦、小麦)・豆類(小豆、黒大豆)の栽培を行います。

また、農地の利用調整を進め、転作作物の出荷量の確保、安定生産、高品質生産に努め、有利販売を進め、地域の所得向上を目指します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	166.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区の主な農用地については、国営農地再編整備事業時に、入作者も含めて集約化を既の実施しています。
(2)農地中間管理機構の活用方針
令和6年度以降も引き続き、農地中間管理事業を活用して、農地集積を行います。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営農地再編整備事業「亀岡地区」(平成12～23年度)により179haの農地について基盤整備済です。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関・団体間の連携や情報交換、独自の販路開拓を積極的な取組み、機械化・省力化により休日作業を可能にし組合員が収入を得られる仕組みづくりなどを行い、7集落の全農家が参画し、地域の中心経営体である「農事組合法人河原林」の充実を図ります。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業体等への農作業委託は、検討していません。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑨ 当地区内の堆肥センターを連携し、臭気の苦情にも対応したペレット肥料の利用促進への取組みを検討します。